

病床整備検討委員会の運営について（公開・非公開）

次回以降の病床整備検討委員会は、運営要領第 6 条第 1 項の規定に基づく委員会の決議により非公開とする。

1. 会議・会議資料・会議録

次回以降の会議・会議資料・会議録については、応募した事業者名などが特定される恐れがあるため、非公開とする。審議に基づき決定した病床整備（配分）結果一覧は公開とする。

		公開	非公開
会 議	第 1 回検討委員会	○	
	第 2 回目以降		○
資 料	第 1 回検討委員会	○	
	第 2 回目以降		
	プレゼンテーション資料		○
	配分協議にかかる資料		○
	病床整備（配分）結果一覧（公開内容は、病床配分のあった医療機関名・配分病床数）	○	
議 事 録	第 1 回検討委員会	○	
	第 2 回目以降		○

（参考） 応募資料について、委員へのお願い

病床整備（配分）応募資料の取扱について

病床整備検討委員会は、運営要領第 6 条第 1 項により、非公開となります。

各事業者より提出された、神戸圏域における病床整備（配分）に係る病床整備計画書等に記載されている情報については、委員会の委員以外の方に、閲覧したり、意見を聞かれたりすることは、応募者（事業者）の個人（事業者）情報を漏洩し、応募者の個人（事業者）に不利益を与えることにもなりかねません。なお、この委員会は、神戸市の附属機関等に位置づけられており、委員は地方自治法第 202 条の 3 第 2 項により非常勤とされ、地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号に規定する特別職となります。特別職には原則として地方公務員法が適用されませんが、地方自治法施行規程第 15 条により、従前の市町村職員服務規律の例によるとされ、守秘義務が課せられることとなりますので、病床整備（配分）の如何に関わらず、本計画書及びそこに記載されている情報の取り扱いには十分留意をお願いします。

なお、病床整備（配分）が決定された段階で、事業計画書については、事務局の方で回収させていただく予定ですので、ご協力お願いいたします。